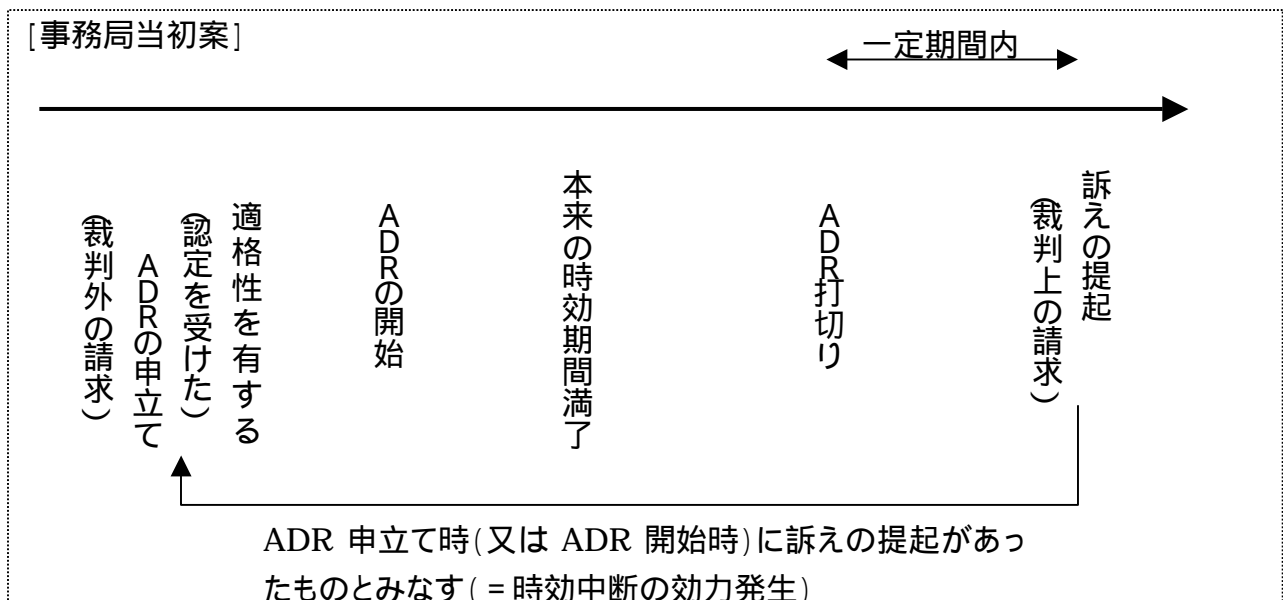


参 考 資 料

時効の中断に関する議論(第16回検討会)の整理



[論点1] の「ADRの適格性」の要件について

(意見の概要)

民法の時効制度の考え方と整合し、かつ、当事者の予測可能性を確保し得る要件を設定することによって、適格性要件(認定制度)を不要とすべきではないか。

(今回の整理の考え方)

そのような要件を設定できればともかく、現実的に難しい以上、認定制度も前向きに検討する必要がある。

[論点2] の「ADRの開始」の要件について

(意見の概要)

ADR 開始要件として、ADR 合意を要求すると、債務者からの合意取り付けが難しく、実質的に制度の存在意義がなくなるのではないか。

(今回の整理の考え方)

ADR 合意があることは、ADR 上の請求と催告を区分するメルクマールであるから原則として必要であるが、認定制度をとるなど ADR の適格性を確保できるのであれば、不要とする政策判断もあり得る。

[論点3] の「ADRの打切り」の要件について

(意見の概要)

打切りによらない終了後の訴え提起や終了前の訴え提起の場合にも時効中断を認めてよいのではないか。

(今回の整理の考え方)

既存制度(個別労働紛争タイプ)は、各 ADR 内での紛争解決の努力をぎりぎりまで続けるよう促すために、時効中断の特例を打切り後に訴え提起があった場合に限定しているものと考えられる。ただ、そのような立場をとらないなら、「一定期間」の起算点が明確化される限り、終了前の訴え提起等にも時効中断を認める余地はある。

主なADRの手続比較(未定稿)

	民事調停 (調停手続)	個別労働紛争調整 (あっせん手続)	公害紛争処理(国) (あっせん手続/調停手続)	評価住宅紛争処理 (あっせん手続/調停手続)
解決の場	調停委員会(例外的に裁判官のみ) [民調§5]	紛争調整委員会 [個労§6]	公害等調整委員会 [公害§3]	指定住宅紛争処理機関(各弁護士会住宅紛争審査会等) [品確§63]
時効 中断 効	調停申立は時効中断事由(ただし、不出頭又は調停が成立しないときは、1ヶ月以内に訴訟を提起しなければ効力を生じない) [民§151類推] cf. 民事調停法§19	あっせん打切りの通知を受けた日から30日以内に訴訟を提起した場合には、あっせん申請時に訴訟の提起があったものとみなされる [個労§16]	調停打切りの通知を受けた日から30日以内に訴訟を提起又は責任裁定を申請した場合には、調停申請時に訴訟の提起等があったものとみなされる [公害§36の2] (注)あっせん手続については特則なし	(特則なし)
名債 義務	確定判決と同一の効力を有するものは債務名義 [民執§22]	(特則なし)	(特則なし)	(特則なし)
[1] 紛争解決手続関係				
開始の申立	申立にあたり、申立の趣旨・紛争の要点を明らかにする必要(口頭による場合は、裁判所書記官が調書を作成) [民調規§2, 3] 申立書又は調書に受領印を押印し、調停事件簿に登載(実務)	申請にあたり、紛争の当事者、あっせんを求めめる事項・理由、紛争経緯、参考事項(訴訟係属の有無等)を <u>書面で提出する必要</u> [個労規§4] 口頭申請は受け付けない(実務) 受理日は、申請書に押印した受理印記載の日付(実務)	申請にあたり、紛争の当事者、あっせん・調停を求めめる事項・理由、参考事項等を <u>書面で提出する必要</u> (変更の場合も同様) [公害§26、公害令§6、委規§6] 口頭申請は受け付けない(実務) 受付日は、申請書に押印した受付印記載の日付(実務)	申立にあたり、紛争の経緯・趣旨等を書面で提出する必要 [品確規§94]
手続の開始決定	簡裁(合意管轄のある場合はその簡裁・地裁)は、事件の性質上不適当、不当目的の申立として、調停委員会(又は裁判官)の判断により調停を行わないこととした場合以外は調停を行う [民調§13, 15]	都道府県労働局長は、事件の性質上不適当、不当目的の申請として、あっせんを行わせないこととした場合以外は、紛争調整委員会にあっせんを行わせる [個労§5, 個労規§5] あっせんを行わせるか否かは、申請人の申告に基づき、通達に規定する判断基準により判断(実務) 受理～決定は数日(実務)	調停委員会は、事件の性質上不適当、不当目的の申立として、調停を行わないこととした場合以外は調停を行う [公害§35] (注)あっせんの場合は規定なし(原則として、申立受付) 申請については、原則としてすべて手続を開始する(実務)	指定住宅紛争処理機関は、事件の性質上不適当、不当目的の申請として、あっせん・調停を行わないこととした場合以外は、遅滞なく、紛争処理業務を行う [品確§66, 品確規§98]

	民事調停 (調停手続)	個別労働紛争調整 (あっせん手続)	公害紛争処理(国) (あっせん手続/調停手続)	評価住宅紛争処理 (あっせん手続/調停手続)
手続不開始の通知	<ul style="list-style-type: none"> 調停委員会(又は裁判官)の判断で調停を行わない場合は、当事者に遅滞なく通知 [民調規 § 25] 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県労働局長の判断であっせんを行わないこととした場合、申請者に遅滞なく書面で通知(理由付記) [個労規 § 5] 通知は、普通郵便(実務) 	<ul style="list-style-type: none"> 調停委員会の判断により調停を行わないこととした場合、当事者に書面で通知 [委規 § 20] 通知は配達証明郵便(実務) 	<ul style="list-style-type: none"> (規定なし) 通知は、口頭、書類等適当な方法 [部内規 § 9]
手続開始の通知	<ul style="list-style-type: none"> 調停委員会への呼出は書面 [民調規 § 7] 相手方には、申立書副本又は謄本を送付(実務) 手続は書記官が担当(実務) 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争調整委員会会長は、あっせんを行うこととした場合、両当事者に書面で通知 [個労規 § 6] 相手方には、申請書の写しを送付(実務) 通知は、委員会への委任後数日後に普通郵便で送付(実務) 	<ul style="list-style-type: none"> 公害等調整委員会は、当事者の方からあっせん・調停の申請があったときは、遅滞なく、相手方に書面で通知(申請書の写しも送付) [委規 § 7] 通知は、配達証明郵便(実務) 	<ul style="list-style-type: none"> (規定なし) 住宅紛争審査会は、手続開始後速やかに両当事者に通知 [部内規 § 21] 通知は、口頭、書類等適当な方法 [部内規 § 9]
相手方の承諾義務	<ul style="list-style-type: none"> 調停委員会の呼出に対する正当事由のない不出頭には制裁(過料) [民調 § 34、民調規 § 7] 	<ul style="list-style-type: none"> あっせん手続への参加は任意 [個労 § 15、個労規 § 6、12、様式 4] 相手方が手続参加の意思がないことを表明したときは、あっせん手続を打切) 	<ul style="list-style-type: none"> 調停委員会の当事者への出頭要求に対する正当理由のない拒否には制裁(過料) [公害 § 32, 55] (注) あっせん手続への参加は任意 	<ul style="list-style-type: none"> あっせん・調停手続への参加は任意 [品確 § 63、品確規 § 95]
主宰者の選定手続	<ul style="list-style-type: none"> 調停主任(裁判官)...地裁が指定 民事調停委員...裁判所が事件ごとに指定 [民調 § 7] 	<ul style="list-style-type: none"> あっせん委員...紛争調整委員会から会長が事件ごとに指名 [個労 § 12] 	<ul style="list-style-type: none"> あっせん委員/調停委員...公害等調整委員会委員長・委員から委員長が事件ごとに指名 [公害 § 28, 31] (注) 委員名簿(氏名、経歴等を含む)は一般に供覧 [委規 § 65] 	<ul style="list-style-type: none"> あっせん委員/調停委員...紛争処理委員から指定住宅紛争処理機関の長が事件ごとに指名(指名される紛争処理委員のうち少なくとも1名は弁護士である必要) [品確 § 64]
主宰の制限	<ul style="list-style-type: none"> 調停主任(裁判官)...当事者と一定の親族関係等のある場合は除斥 [民調 § 22、非訟 § 5、民訴 § 23] 	<ul style="list-style-type: none"> (規定なし) 	<ul style="list-style-type: none"> (規定なし) 公害 § 42 の 3 に規定する関係(当事者と一定の利害・親族関係等)のある場合には指名を回避(実務) 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者と利害関係のある場合等は、指名不可 [品確 § 64]

	民事調停 (調停手続)	個別労働紛争調整 (あっせん手続)	公害紛争処理(国) (あっせん手続/調停手続)	評価住宅紛争処理 (あっせん手続/調停手続)
代理人 選任手続	<ul style="list-style-type: none"> 呼出は本人出頭が原則であるが、やむを得ない場合は代理人出頭可(弁護士でない者を代理人とするには調停委員会の許可が必要) [民調規 § 8] 	<ul style="list-style-type: none"> 意見陳述等を代理人に行わせようとする場合はあっせん委員の許可が必要 [個労規 § 8] 	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士でない者を代理人とするには、調停委員会の承認が必要 [公害 § 23 の 2] 	(規定なし)
期日設定 当事者への通知	<ul style="list-style-type: none"> 調停委員会(又は裁判官)が期日を定めて、事件関係人を呼び出す [民調規 § 7] 	<ul style="list-style-type: none"> あっせん委員は、あっせんの期日を含め、紛争当事者に対して通知する [個労規 § 8] 通知は普通郵便(実務) 申請～第1回期日は1ヶ月程度。通常は1回の期日で終了(実務) 	<ul style="list-style-type: none"> 調停委員会は、必要があるときは、当事者の出頭を求め、意見をきくことができる [公害 § 32] 調停委員会への当事者の出頭要求は書面 [委規 § 15] 通知は配達証明郵便(実務) 申請～第1回期日は1~2ヶ月程度。その後1~2ヶ月ごとに期日を設定(実務) 	(規定なし) 住宅紛争審査会は、原則、期日の7日前までに当事者に期日を通知する [部内規 § 6] 期日の通知は、口頭、書類等適当な方法による [部内規 § 9]
主宰者間の意思決定手続	<ul style="list-style-type: none"> 調停手続は調停主任が指揮、決議は過半数(可否同数の場合は調停主任が決定) [民調規 § 17、18] 	<ul style="list-style-type: none"> あっせん案の策定はあっせん委員の全員一致による [個労 § 13] 	<ul style="list-style-type: none"> 調停手続は調停委員長が指揮 [委規 § 3] 調停委員会の決定は合議(実務) 調停案の作成は調停委員の過半数による [公害 § 34] 調停委員会は調停委員に手続の一部を行わせること可 [公害 § 23 の 5] 	(規定なし) 紛争処理委員の手続は合議体の長(弁護士)が指揮、議事は過半数 [部内規 § 5]
第三者の手続参加機会確保	<ul style="list-style-type: none"> 調停結果の利害関係者は、調停委員会(又は裁判官)の許可により、調停手続に参加可(職権による参加命令もあり) [民調 § 11、15] 	(規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> 同一原因による被害を主張する者は、調停委員会の許可により、調停手続に参加可(あっせんはなし) [公害 § 23 の 4] 	(規定なし) 住宅紛争審査会の許可により、利害関係者の手続参加可 [部内規 § 15]
主宰者による証拠調べ等	<ul style="list-style-type: none"> 調停委員会は職権による事実調査、証拠調べ可 [民調規 § 12] (注)一部の特定調停にあっては、関係機関からの意見聴取が必要 	<ul style="list-style-type: none"> あっせん委員は職権による参考人からの意見聴取等可 [個労 § 13] 	<ul style="list-style-type: none"> 調停委員会は、当事者に対し、資料提出要求等可 [公害 § 33] 調停委員会は、職権による参考人からの意見聴取可 [委規 § 16] (注)あっせんについては、規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 指定住宅紛争処理機関は、指定住宅性能評価機関等に対し、説明・資料提出要求可 [品確 § 67] 住宅紛争審査会は、必要な場合、自ら現地調査・鑑定を行うこと可 [部内規 § 13]

	民事調停 (調停手続)	個別労働紛争調整 (あっせん手続)	公害紛争処理(国) (あっせん手続/調停手続)	評価住宅紛争処理 (あっせん手続/調停手続)
記録の作成保存	<ul style="list-style-type: none"> 調停手続につき、裁判所書記官が調書を作成 [民調規 § 11] 	<ul style="list-style-type: none"> あっせん手続につき、都道府県労働局総務部職員が記録を作成 [個労規 § 13] 申請書、期日の記録等の文書は5年間保存(実務) 	<ul style="list-style-type: none"> 調停手続につき、公害等調整委員会事務局職員が調書を作成 [委規 § 21] (注)あっせんについては規定なし 申請書、調書等の文書は30年間保存(実務) 	<ul style="list-style-type: none"> 審理経過を記載した調書等を手続終了から20年間保存 [品確規 § 99] あっせん委員・調停委員が期日調書を作成し、署名捺印 [部内規 § 23]
合意手続	<ul style="list-style-type: none"> 合意が成立し、調書に記載したときに調停が成立(裁判上の和解と同一の効力) [民調 § 16] 	<ul style="list-style-type: none"> あっせん案を受諾するときは、当事者は受諾書面をあっせん委員に提出 [個労規 § 9] 	<ul style="list-style-type: none"> (規定なし) 調停が成立したときは、調停委員会が合意内容を調停調書に記載し、当事者が押印(実務) 	<ul style="list-style-type: none"> (規定なし) 和解が成立したときは、両当事者が和解書を作成し、委員が署名捺印 [部内規 § 24]
主宰者による和解案の作成	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所が職権により調停に代わる決定を行い、2週間以内に当事者等から異議申立てのないときは、決定は裁判上の和解と同一の効力 [民調 § 17、18] (注)一部の特定調停には、調停条項の裁定制度あり [民調 § 24 の 3 ほか] 	<ul style="list-style-type: none"> (規定なし) 	<ul style="list-style-type: none"> 調停委員会が職権により調停案を作成し、指定期間(30日以上)内に当事者等から不諾申出のないときは、合意成立とみなす [公害 § 34] 	<ul style="list-style-type: none"> (規定なし)
手続の打ち切り事由	<ul style="list-style-type: none"> 調停委員会(又は裁判官)の判断により調停不成立とすること可(合意成立の見込みがなく、調停に代わる決定を行わないとき) [民調 § 14、15] 	<ul style="list-style-type: none"> あっせん委員が紛争解決の見込みがないと認めるとき(相手方当事者があっせん不参加の意思表示をした場合、あっせん案を一方又は双方が受諾しないとき、一方又は双方から打ち切り申出があったとき、両当事者の意見不一致で手続進行に支障があるとき等)は、あっせん打ち切り [個労 § 15、個労規 § 12] 	<ul style="list-style-type: none"> あっせん委員が紛争解決の見込みがないと認めるときは、あっせん打ち切り可 [公害 § 30] 調停委員会が、合意成立の見込みがないと認めるときは、調停打ち切り可(当事者から調停案を受諾しない旨の申出があったときは、調停打ち切りとみなす) [公害 § 36] 	<ul style="list-style-type: none"> (規定なし) 両当事者にあっせん・調停に心ずる意思がない、和解成立の見込みがないと認められるときは手続を終了 [部内規 § 27]

民事調停 (調停手続)		個別労働紛争調整 (あっせん手続)		公害紛争処理(国) (あっせん手続/調停手続)		評価住宅紛争処理 (あっせん手続/調停手続)	
打切り通知	調停委員会の判断で調停を不成立とする場合は、当事者に遅滞なく通知 [民調規 § 25]	あっせん委員の判断によりあっせんと打ち切ることにした場合、両当事者に書面で通知 [個労規 § 12] 通知は配達証明郵便(実務)	あっせん委員 / 調停委員会の判断によりあっせん / 調停を打ち切ることにした場合、両当事者に書面で通知 [委規 § 9 の 3、20] 通知は配達証明郵便(実務)	(規定なし) 通知は、口頭、書類等の適当な方法 [部内規 § 9]			
手続の非公開	調停手続は非公開 [民調規 § 10]	あっせん手続は非公開 [個労規 § 14]	調停手続は非公開 [公害 § 37] (注) あっせんについては規定なし	あっせん・調停手続は非公開 [品確 § 68]			
[2] 主宰者等の義務関係							
守秘義務	調停主任(裁判官)...職務上の守秘義務 [官吏勅令 § 4] 民事調停委員...評議の内容、職務上知り得た秘密につき守秘義務 [民調 § 37、38]	紛争調整委員...職務上の守秘義務 [国公 § 100]	公害等調整委員会委員長・委員...職務上の守秘義務 [公調設 § 11]	紛争処理委員/機関役職員...業務上の守秘義務 [品確 § 65]			
拒絶権	調停主任(裁判官)、民事調停委員...職務上の秘密の尋問は、監督官庁の承認がない場合は、証言拒絶可 [民訴 § 197]	紛争調整委員...職務上の秘密の尋問は、監督官庁の承認がない場合は、証言拒絶可 [民訴 § 197]	公害等調整委員会委員長・委員...職務上の秘密の尋問は、監督官庁の承認がない場合は、証言拒絶可 [民訴 § 197]	紛争処理委員/機関役職員...業務上知り得た事実で黙秘すべきものは、証言拒絶可 [民訴 § 197]			
その他の義務	調停関係者は、調停が適正・迅速に行われるよう期日外に十分な準備を行う義務 [民調規 § 8 の 2]	あっせん委員は、実情に即した事件解決に努める義務 [個労規 § 12]	あっせん委員は、事件の公正解決に努める義務 [公害 § 29]	紛争処理委員は、独立して事件の究明に努め、公正迅速な処理を行う義務 [部内規 § 31]			
[3] 主宰者の資格等関係							
主宰者の構成	調停委員会...調停主任 1 名と民事調停委員 2 名以上で構成 [民調 § 6] (注) 相当であると認められる場合は裁判官 [民調 § 5]	あっせん委員...紛争調整委員(委員会)は 3~12 名)中の 3 名 [個労 § 7、12]	あっせん委員...公害等調整委員会の 3 名以内の者 [公害 § 28、公調設 § 6] 調停委員会...公害等調整委員会(委員は委員長を含め 7 名)中 3 名で構成 [公害 § 31]	あっせん委員...紛争処理委員(委員は 10 名以上)中の 3 名 [品確 § 64、品確規 § 96] 調停委員...紛争処理委員中の 3 名 [品確 § 64、品確規 § 97]			

	民事調停 (調停手続)	個別労働紛争調整 (あっせん手続)	公害紛争処理(国) (あっせん手続/調停手続)	評価住宅紛争処理 (あっせん手続/調停手続)
主宰者の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> 調停主任...裁判官 民事調停委員... 弁護士資格を有する者、民事・家事紛争解決に有用な専門的知識経験を有する者、社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で人格識見の高し、原則として40~70歳の者(最高裁が任命) [民調 § 7、民調委員規 § 1] 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争調整委員... 学識経験を有する者(厚生労働大臣が任命) [個労 § 7] 	<ul style="list-style-type: none"> 公害等調整委員会委員長・委員... 人格高潔で識見の高い者(両院の同意を得て総理大臣が任命) [公調設 § 7] (注)委員は独立してその職権を行うこととされている [公調設 § 5] 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争処理委員... 人格高潔で識見の高い者(指定住宅紛争処理機関が選任) [品確 § 64]
主宰者報酬	<ul style="list-style-type: none"> 法令(給与法)に基づき手当等を支給 [民調 § 9] 	(規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> 法令により定められた俸給を支給 [特別職の職員の給与に関する法律] 	<ul style="list-style-type: none"> (規定なし) (注)申請手数料として法令に基づく額を支払 [品確 § 69]
[4] 組織関係				
機関運営の適確性確保	(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士会又は公益法人に限定 [品確 § 62] 国土交通大臣の指定にあたり、財政基盤、役員、組織運営、紛争処理委員予定者等から、業務を公正かつ適確に行うことが可能であることの審査 [品確 § 62、品確規 § 90] 国土交通大臣への事業計画・予算収支、事業報告書・収支決算書の提出 [品確 § 72] 紛争処理業務と他の業務との間の区分経理 [品確 § 73] 国土交通大臣の報告徴求、是正命令、指定取消し等 [品確 § 74、75、76]

民事調停 (調停手続)		個別労働紛争調整 (あっせん手続)	公害紛争処理(国) (あっせん手続/調停手続)	評価住宅紛争処理 (あっせん手続/調停手続)
[5] 裁判手続との制度的連携関係				
手続開始 前の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調停前の保全措置等可 [民調 § 12] ・ 民事執行手続の停止可 [民調規 § 6、特調 § 7] 	(規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調停前の保全措置勧告可 [公害 § 33 の 2] 	(規定なし)
A D R 前 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地代借賃増減請求事件については民事調停前置(受訴裁判所が認められた場合は例外可) [民調 § 24 の 2] 	(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)
抗 妨 弁 訴 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調停申立て事件につき訴訟が係属するときは、受訴裁判所は調停終了まで訴訟手続の中止可 [民調規 § 5] 	(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)
裁 判 所 か ら の 事 件 回 付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受訴裁判所は、職権で付調停可(争点・証拠整理完了後は、当事者の合意が必要)(調停成立までは訴え係属) [民調 § 20] ・ 付調停で調停が成立した場合は、受訴裁判所に通知 [民調 § 24] 	(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)
裁 判 所 の 協 力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調停委員会は裁判所に事実調査、証拠調べの囑託可 [民調規 § 12] 	(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)
裁 判 へ の 引 継 ぎ	(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)

(注1) 評価住宅紛争処理における「規定なし」とは、法令レベルでの規定がないことを意味する。

(注2) 法令名等の略称は以下のとおり

(略称)	(法令名)
民:	民法
民訴:	民事訴訟法
非訟:	非訟事件手続法
民執:	民事執行法
民調:	民事調停法
民調規:	民事調停規則
民調委員規:	民事調停委員及び家事調停委員規則
特調:	特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律
個労:	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
個労規:	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則
公害:	公害紛争処理法
公調設:	公害等調整委員会設置法
委規:	公害紛争の処理手続に関する規則(公害等調整委員会規則)
品確:	住宅の品質確保の促進等に関する法律
品確規:	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則
刑:	刑法
国公:	国家公務員法
部内規:	(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター あっせん・調停・仲裁手続規則(日本弁護士会連合会モデル)

(参考) 個別労働関係紛争の手續におけるあっせん申請書等の様式

(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則による)

裁断的(主宰者主導)解決

<紛争解決における主宰者の関与> 調整的(当事者主導)解決

法的(普遍的)規範

<当事者が希望する紛争解決基準>

自律的(個別的)規範

法的思考を通じた紛争解決能力

(法律知識, 争点整理能力 + 説得能力など)

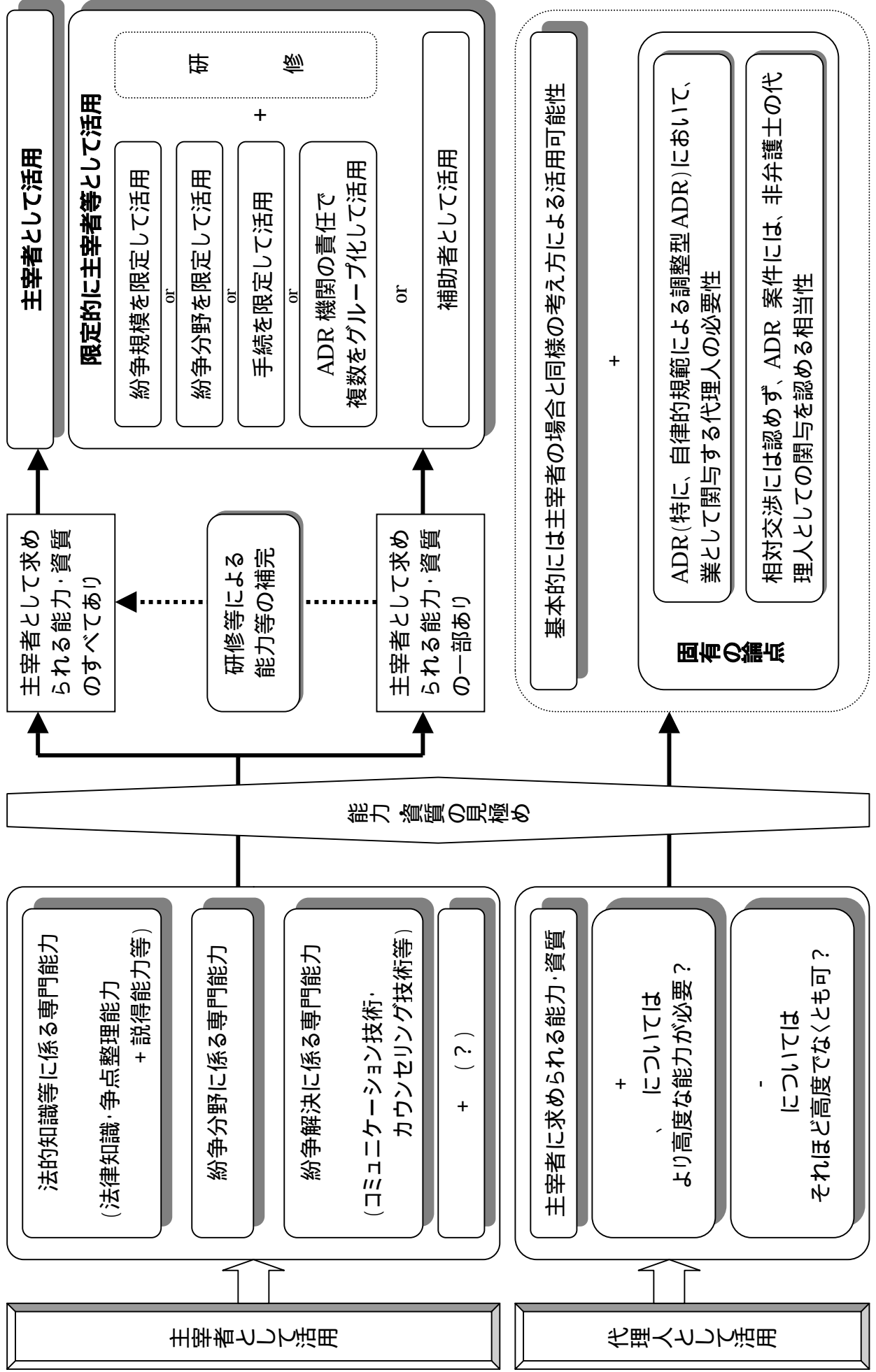
紛争分野固有の専門的知識

心理学的手法等を通じた話し合い促進能力

(コミュニケーション技術, カウンセリング技術など)

<求められる能力・資質>

<具体的な活用形態>



既存制度により債務名義を取得する場合の追加的負担（調停・和解等の価額 = 100 万円の場合）

民間の ADR 機関で調停・あっせん

機関に支払う費用（第二東京弁護士会仲裁センターの場合）

- ・ 申立手数料: 1 万円 (定額) [申立人]¹
- ・ 期日手数料: 1 万円 / 回 (定額) [両当事者]¹
- (・ 成立手数料: 8 万円 (100 万円の場合) [両当事者]¹)

即決和解の利用

裁判所に支払う費用

- ・ 申立手数料: 1,500 円 (定額) [申立人]²

必要な手続

- ・ 申立人は、和解申立時と和解期日の 2 回、相手方は和解期日に簡易裁判所に出頭する必要 (いずれも代理人可)

(注 1) 和解期日は、申立てから 2~3 ヶ月先になる場合もある。

(注 2) 全国で、簡裁は 438 箇所。

仲裁への移行 (+ 執行判決)

< 仲裁手続 >

仲裁機関に支払う費用

(第二東京弁護士会仲裁センターの場合)

- (・ 申立手数料: 1 万円 [申立人]¹)
- ・ 期日手数料: 1 万円 / 回 [両当事者]¹
- ・ 成立手数料: 8 万円 [両当事者]¹

(注) 同一機関で和解から仲裁に移行する場合、申立手数料・成立手数料は各々 1 回のみ支払

必要な手続

- ・ 仲裁に移行することによる当事者の手間 (出頭など) の増加は、機関により区々である。

< 執行判決手続 >

裁判所に支払う費用²

- ・ 申立手数料: 4,600 円 (100 万円の場合) [申立人]

執行証書の作成

公証人に支払う費用

- ・ 手数料: 5,000 円 (100 万円の場合) [両当事者]³

必要な手続

- ・ 両当事者 (代理人可) は、執行証書の作成にあたり、公証役場に出頭する必要がある

(注) 全国で、公証役場は約 300 箇所、公証人は約 550 名

< 即決和解の実情等について >

事件の種別の内訳についての統計はないが、実務上、既に裁判外で成立した和解や合意について、債務名義を得る目的で利用されることが多く、不動産賃貸借契約、金銭消費貸借契約等についても用いられているといわれている。

即決和解が利用される理由については、次のような指摘がある。

一定の金額の支払又は他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求権について作成される執行認諾文言付公正証書（執行証書。民事執行法 22 条 5 号）と異なり、和解の対象となる債務の内容に制限が少なく、債務名義を得る簡便な手段として利用の便が大さい。

公正証書作成費用よりもはるかに安価である（公証手数料令 9 条以下、民事訴訟等費用法 3 条、別表第一の九）

- 1 第二東京弁護士会仲裁センターの「仲裁及び和解あっせん手数料規程」による（事情により減額されることもある。）。
- 2 民事訴訟費用等に関する法律による。
なお、即決和解の申立手数料は、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案においては 2,000 円に改定されている。また、仲裁法案においては、仲裁判断に基づく執行の許否の裁判は、決定手続で行うものとされるとともに、その附則において、同裁判の申立手数料を 4,000 円（定額）とすることとされている。
- 3 公証手数料令による（事情により支払が猶予されることもある。）。

紛争解決手続の選択と法的効果等

